

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字岩田2259番地4

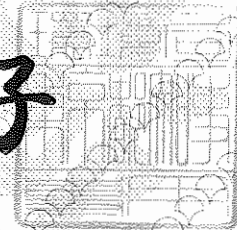
氏名 株式会社セオス  
代表取締役 遠藤 恭三



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の5第1項

東京都知事

# 小池百合子



許可の年月日 平成28年11月20日

許可の有効年月日 令和 5年11月19日

## 1 事業の範囲

### (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）

② 廃酸（pH2.0以下のもの）

③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）

④ 特定有害産業廃棄物

ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等（PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に規定する容器入りのものに限る。）

イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物

ウ. ポリ塩化ビフェニル処理物（PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に規定する容器入りのものに限る。）

エ. 廃水銀等

オ. 廃石綿等

カ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 18年 11月 20日 新規許可

平成 28年 11月 20日 更新許可 第2回

平成 29年 2月 24日 変更許可 種類の追加（廃PCB等、PCB汚染物 他5種類）

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）



(裏面)

許可番号

第13-50-030670号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエチレン	シス-一・二トリクロロエチレン	一・一・二トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシシン類
燃え殻		-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	
汚泥		-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
廃油		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-
廃酸		-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
廃アルカリ		-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銻さい		-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん		-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

情報公開用

